（計画調整官）

第十三条　中部運輸局観光部に計画調整官二人を、北海道運輸局交通政策部、関東運輸局交通政策部、中部運輸局交通政策部、近畿運輸局交通政策部、中国運輸局交通政策部及び観光部並びに九州運輸局交通政策部及び観光部にそれぞれ計画調整官一人を置く。

2　（略）

（調整官）

第十四条　東北運輸局海上安全環境部、関東運輸局海上安全環境部、中部運輸局海上安全環境部、近畿運輸局海上安全環境部、中国運輸局海上安全環境部並びに九州運輸局海事振興部及び海上安全環境部にそれぞれ調整官一人を置く。

2　（略）

（総務部に置く課等）

第十五条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課
人事課
会計課
安全防災・危機管理課（東北運輸局を除く。）

2　（略）

（総務課の所掌事務）

第十六条　（略）

2　東北運輸局の総務課は、前項に規定する事務のほか、第十八条の二に規定する事務をつかさどる。

（交通政策部に置く課）

第二十条　交通政策部に、次に掲げる課を置く。

交通企画課
環境・物流課
バリアフリー推進課

（交通企画課の所掌事務）

第二十一条　交通企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　地方運輸局の所掌事務に関する情報化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること（総務部の所掌に属するものを除く。）。

六　前三号に掲げるもののほか、地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務で他の所掌に属しないもの並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

七・八　（略）

九　交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること。

十・十一　（略）

（計画調整官）

第十三条　北海道運輸局交通政策部、関東運輸局交通政策部、中部運輸局交通政策部及び観光部、近畿運輸局交通政策部並びに九州運輸局交通政策部にそれぞれ計画調整官二人を、東北運輸局交通政策部、近畿運輸局観光部、中国運輸局交通政策部、四国運輸局交通政策部及び九州運輸局観光部にそれぞれ計画調整官一人を置く。

2　（略）

（調整官）

第十四条　地方運輸局鉄道部、東北運輸局海上安全環境部、関東運輸局海上安全環境部、中部運輸局海上安全環境部、近畿運輸局海上安全環境部、中国運輸局海上安全環境部、四国運輸局海上安全環境部並びに九州運輸局海事振興部及び海上安全環境部にそれぞれ調整官一人を置く。

2　（略）

（総務部に置く課等）

第十五条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課
人事課
会計課
安全防災・危機管理課（関東運輸局、中部運輸局及び近畿運輸局に限る。）

2　（略）

（総務課の所掌事務）

第十六条　（略）

2　北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中国運輸局、四国運輸局及び九州運輸局の総務課は、前項に規定する事務のほか、第十八条の二に規定する事務をつかさどる。

（交通政策部に置く課）

第二十条　交通政策部に、次に掲げる課を置く。

交通企画課
環境・物流課
消費者行政・情報課

（交通企画課の所掌事務）

第二十一条　交通企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

（新設）

五　前二号に掲げるもののほか、地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務で他の所掌に属しないもの並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

六・七　（略）

（新設）

八・九　（略）